

議案第 4 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するものです。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例

（白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「同条第6項」を「同条第5項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「同条第9項」を「同条第8項」に改める。

（白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第7項」に、「同条第9項」を「同条第8項」に改める。

第6条第8号中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同条第9号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号資料

○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(第1条関係) 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第19号) 新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(事業)	(事業)
第3条 保健福祉センターは、次に掲げる事業を行うものとする。	第3条 保健福祉センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第5項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)、 <u>同条第7項に規定する障害児支援利用援助</u> 、 <u>同条第8項に規定する継続障害児支援利用援助</u> その他発達に障害のある児童の支援に関する事業	(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、 <u>同条第6項に規定する保育所等訪問支援</u> (以下「保育所等訪問支援」という。)、 <u>同条第8項に規定する障害児支援利用援助</u> 、 <u>同条第9項に規定する継続障害児支援利用援助</u> その他発達に障害のある児童の支援に関する事業
(5) (略)	(5) (略)
(略)	(略)

(第2条関係) 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例(平成21年条例第17号) 新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(事業)	(事業)
第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。	第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービス</u> (以下「放課後等デイサービス事業」という。)	(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス</u> (以下「放課後等デイサービス事業」という。)
(3) 法第5条第19項に規定する基本相談支援、同条第20項に規定する地域移行支援、同条第21項に規定する地域定着支援、同条第22項に規定するサービス利用支援及び同条第23項に規定する継続サービス利用支援並びに児童福祉法 <u>第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用援助及び同条第8項に規定する継続障害児支援利用援助</u> (以下「相談支援事業」という。)	(3) 法第5条第19項に規定する基本相談支援、同条第20項に規定する地域移行支援、同条第21項に規定する地域定着支援、同条第22項に規定するサービス利用支援及び同条第23項に規定する継続サービス利用支援並びに児童福祉法 <u>第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用援助及び同条第9項に規定する継続障害児支援利用援助</u> (以下「相談支援事業」という。)
(4) (略)	(4) (略)
(略)	(略)
(利用者)	(利用者)
第6条 センターを利用することのできる者は、市内に住所を有し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、生活介護事業及び放課後等デイサービス事業にあつては、市長が必要と認めた者については、この限りでない。	第6条 センターを利用することのできる者は、市内に住所を有し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、生活介護事業及び放課後等デイサービス事業にあつては、市長が必要と認めた者については、この限りでない。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 障害児支援利用援助 児童福祉法 <u>第6条の2の2第7項に規定する者</u>	(8) 障害児支援利用援助 児童福祉法 <u>第6条の2の2第8項に規定する者</u>
(9) 継続障害児支援利用援助 児童福祉法 <u>第6条の2の2第8項に規定する者</u>	(9) 継続障害児支援利用援助 児童福祉法 <u>第6条の2の2第9項に規定する者</u>
(略)	(略)